平成２１年（フ）第２１６号
福島県郡山市大槻町字胡桃沢105番地
債務者　岡部　哲也
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２２１号
福島県田村郡三春町大字下舞木字石崎99番地の１
債務者　小泉　恒男
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２３５号
福島県須賀川市桜岡103番地　市営１―203号
債務者　永山　正利
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２４３号
福島県郡山市虎丸町10番17号　澤屋虎丸ビル201号室、住民票上の住所福島県会津若松市門田町大字飯寺字村西835番地の４
債務者　齋藤　俊輔
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２４６号
福島県郡山市島２丁目13番20号
債務者　坂本　正光
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第５３８号
川崎市宮前区梶ケ谷1430番地１　レザヴァールＢ―102、前住所川崎市高津区野川2150番地１　レイディアント鷺沼東209
債務者　林　　純一
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５３９号
川崎市宮前区梶ケ谷1430番地１　レザヴァールＢ―102、前住所川崎市高津区野川2150番地１　レイディアント鷺沼東209
債務者　林　千恵子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第２２５９号
愛知県東海市荒尾町天ノ根90番地の１　オレンジテラス206
債務者　岡本　貴宏
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６１７号
神戸市須磨区清水台１番地の８グレーシィ須磨アルテピアⅠ番街1317号
債務者　中野　裕子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０８４号
神戸市灘区桜口町３丁目１番21―706号
債務者　三宅　　實
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２３３号
神戸市灘区森後町２丁目３番21号ビルドロアール３階Ｃ号室、前住所神戸市灘区水道筋１丁目11番地
債務者　安東　和夫
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２３４号
兵庫県三田市藍本3741番地82
債務者　菅　　弥生
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７３１号
福岡県鞍手郡鞍手町大字小牧1854番地３
債務者　梶原　厚見
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第２３２号
佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲2961番地３
債務者　松尾　利秀
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２３３号
佐賀県伊万里市山代町西分3627番地の２
債務者　川久保幸一
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２３４号
佐賀県西松浦郡有田町戸杓乙3138番地４
債務者　大田　　孝
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２３５号
佐賀県伊万里市山代町立岩2764番地
債務者　松永　幸子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
佐賀地方裁判所武雄支部